令和２年３月２６日の意見聴取のまとめ

資料４

議題１　令和元年度「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援による地域コミュニティ復興支援事業」の事業評価について
この評価に対して了とする件数…９件（回答数１０件中）

対象業務等	御意見	質問事項に対する回答
（全般）	震災後から子どもたちに深く関わりを持っている事業であり、成果も大きいと考えている。ある程度までということではなく、継続的な事業として今後も考えてほしい。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
運動実技講演会及び研修会実施業務	体力向上に非常に有効な事業と思われるため、参加者のニーズを取り入れ派遣方式も試してみてはどうか。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
「郡山市子どもの心と体の育ち見守り事業」運動や食事についてのアンケート調査実施業務について	アンケート内容に変更すべき点がみられる。今までのデータとの整合性も考えると難しい点もあるが、小学校や関係機関等からの要望等を聴取するなどの検討を要する。	令和元年度よりアンケート回答内容の経年変化に着目し分析作業を進めておりますが、今までのデータと整合性を取りつつ、分かりにくい設問の文言等を改善してまいります。
	委託費は妥当であるか。	適正に積算しております。
	アンケートの結果、外遊びの重要性が感じられることから、各家庭・保護者へもっと必要性を伝えていくべき。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
臨床心理士による心のケア相談実施業務	専門家の意見を聞ける機会を多く提供することで保育の質の向上や保護者の不安解消に貢献している他、虐待事案の早期発見につなげている点でも有用性が高いので、今後も継続・拡大の方向で進めていただきたい。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
	子育てに関する心のケア相談会の相談件数が少ないのはなぜなのか疑問に思った。	令和元年度は年１０回、当該月の第１月曜日に郡山市元気な遊びのひろば（ペップキッズこおりやま）において、そこを利用する保護者等からの震災等に起因するものも含めた子育てに関する相談を受ける形で実施しております。ウェブサイト等で事業を周知してまいります。
放課後地域こども教室事業	地域子ども教室は、学童保育の申込みが多い地域でも公民館等を利用して増加できないのか。長期休業中のみでも助かる保護者は多いと思われる。	本市では放課後児童クラブの設置基準（入会希望者15人以上）に満たない学校に地域子ども教室を開設しており、放課後児童クラブが開設されている学校については、第２期郡山市ニコニコ子ども・子育てプランの整備計画に基づき、待機児童の解消に努めてまいります。

議題２　第２期郡山市ニコニコ子ども・子育てプランに係る実施計画について
　御意見はありませんでした。

議題３　令和元年度整備分及び今後の認可保育施設の利用定員について

対象業務等	御意見	質問事項に対する回答
令和２年度整備分について	特に令和２年度整備にあたっては北部に集中しているが、少子化等を見据えた計画であるのか？（淘汰される施設も今後予想され不安である）	国の「子育て安心プラン」において2020（令和2）年度末までに待機児童の解消を目指しており、これを受け、本市においては、待機児童の多い北部地区を重点整備地区と位置づけ、施設整備を行うこととしております。
	北部の整備計画値が357人に対して490人の予定値は多すぎるのではないか。 保育士不足の折、保育士の引き抜き・奪い合いにならないか危惧している。	令和元年度整備予定施設のうち2施設が計画途中で断念したことから、その不足分を予定値に加えており増加の要因となっております。 また、保育人材の確保については、平成31年度からは保育補助者及び保育支援者の雇用に対する補助を、今年度からは保育士宿舎借り上げに対する補助を創設するなど、様々な施策を展開し、保育士等の確保に努めております。
	令和元年度：３園（519名）、令和２年度：６園（490名）の認可保育所の整備について、平成31年度の待機児童20名に対し既存保育園との競合が近い将来予想されるがいかがか？	供給過剰となった区域におきましては、公立保育所の役割等を勘案しながら、その供給量について検討していきます。
	令和元年度及び令和２年度の施設整備で完了すると思われるが、平成27年度以降、小規模保育園が現在16施設あり、認可保育所と小規模保育園の共存をどのように図っていくのか？	認可保育施設が小規模保育事業の連携施設となることや、各保育施設が多様な保育ニーズに対応した保育の特徴を保護者に周知していくことで共存が図られるものと考えております
	令和２年度の設置予定施設が、近距離に集中しているのはなぜか？ 地域住民から驚きの声が挙がっている。	令和2年度の整備について、待機児童の多い北部地区（重点整備地区と位置付け）を限定して募集を行ったところであります。 募集に当たっては、既存保育所の位置や応募の途中経過等の情報をすべての事業者に提供しており、その結果、事業者が現在の整備予定地を選定したものです。